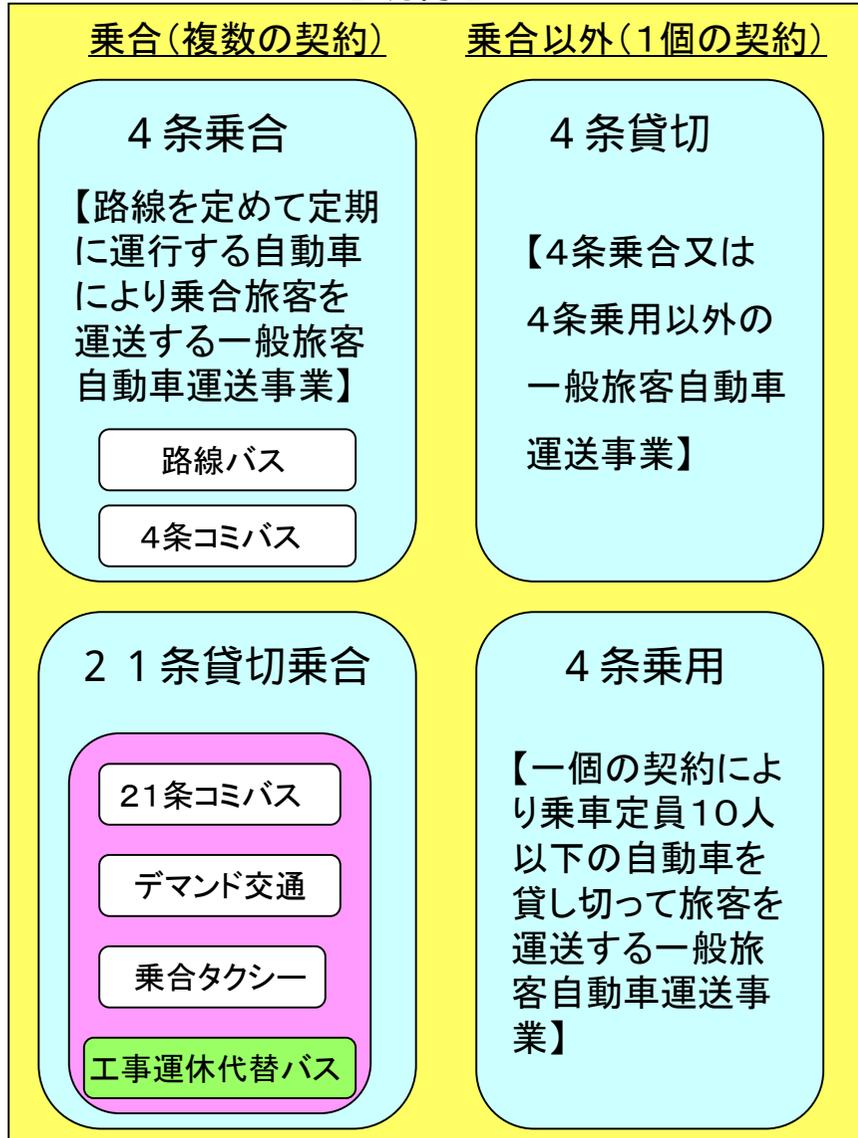


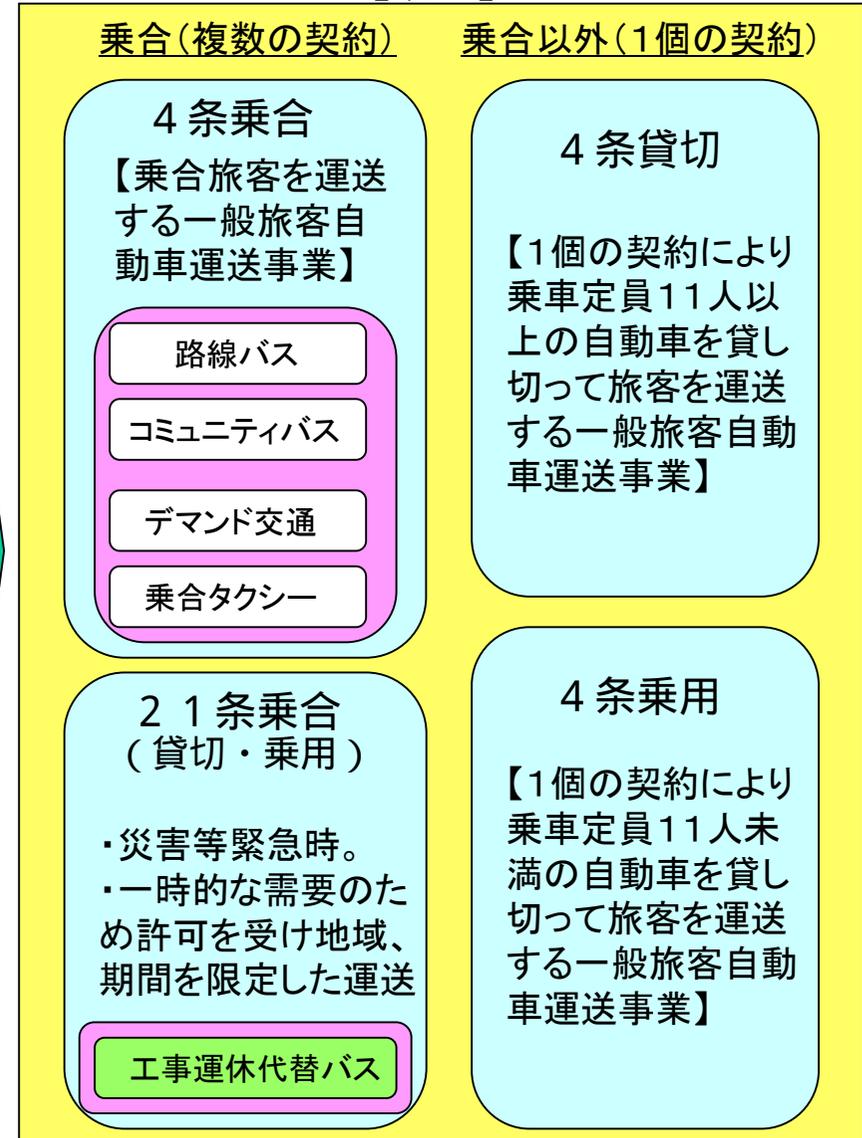
1. 乗合事業の範囲の拡大（法3条）

【資料3】

【現行】



【改正】



2 . 乗合事業の運行の態様 (施行規則 3 条の 3)

運行の態様の定義

(1) 路線定期運行 (路線を定めて定期的に運行)

- ・設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態

事例： 路線バス
コミュニティバス

(2) 路線不定期運行 (路線を定めて不定期に運行)

- ・設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が、不定である運行の形態

事例： 空港型乗合タクシー
観光型乗合タクシー

(3) 区域運行 ((1) (2) 以外の乗合旅客の運送)

- ・路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態

事例： 過疎型乗合タクシー (デマンド)

事業の適切性

① 路線不定期運行と区域運行は、路線定期運行との整合性が必要

- ・地域公共交通会議で協議が調い、合意されていることが前提

ただし、明らかに、交通空白地帯・過疎地等で、路線定期運行によるものが不在である場合等で、整合性をとる必要がない場合はこの限りではない

② 区域運行の場合、営業区域の設定は、原則、地区単位 (大字・字・町丁・街区等)

ただし、地域の実情により隣接する複数の地区も可能

3 . 事業計画・運行計画（施行規則4条他）

路線定期運行

【事業計画】

- ①路線の起終点の地名・地番
- ②キロ程
- ③主たる経過地
- ④主たる事務所、営業所の名称・位置
- ⑤配置車両数（11人未満の車両の数を含む）
- ⑥最大車両の長さ・幅・高さ又は重量
- ⑦車庫の位置・収容能力
- ⑧停留所の位置・名称
- ⑨停留所間キロ程等

事業用自動車

乗車定員11人以上。ただし、地域公共交通会議の協議結果に基づく場合等は、11人未満の乗車定員でも可

最低車両数

1営業所ごとに最低5両の常用車及び1両の予備車の配置。ただし、地域公共交通会議の協議結果に基づく場合等は、この限りでない

【運行計画】

クリームスキミング的運行を前提とするものでないこと

路線不定期運行

【事業計画】

- ①路線の起終点の地名・地番
- ②キロ程
- ③主たる経過地
- ④主たる事務所、営業所の名称・位置
- ⑤配置車両数（11人未満の車両の数を含む）
- ⑥最大車両の長さ・幅・高さ・重量
- ⑦車庫の位置・収容能力
- ⑧運行系統
- ⑨乗降地点の名称・位置並びに乗降地点間のキロ程
- ⑩運行系統ごとの発車時刻・到着時刻等

事業用自動車

路線定期運行に準ずる

最低車両数

1営業所ごとに最低3両を配置。ただし、地域公共交通会議の協議結果に基づく場合等は、この限りでない

その他

時刻設定は次のいずれかとする

- ①発車時刻のみを設定
- ②到着時刻のみを設定
- ③いずれの時刻も設定されていない場合は、他の交通機関に依存する又は旅客の需要に応じたものであること

区域運行

【事業計画】

- ①営業区域
- ②主たる事務所、営業所の名称・位置
- ③配置車両数（11人未満の車両の数を含む）
- ④車庫の位置・収容能力
- ⑤運送の区間
- ⑥発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間

事業用自動車

路線定期運行に準ずる

最低車両数

路線不定期運行に準ずる

その他

①運行の区間ごとに発車時刻・到着時刻・運行間隔のいずれかを設定。（なお、発車時刻は営業所に、到着時刻は目的地についての設定が原則）ただし、地域公共交通会議の協議結果に基づく場合は、一定の時間帯別の運行回数でも可能

②通信施設等を利用して、事前予約に応じた形態であること

4 . 運賃・料金の概要（その1）

上限の認可を受ける運賃及び料金から除外されるものとして、新たに次のものが追加された（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいもの）

軽微運賃

路線定期運行

- ①定期観光運送
- ②高速バス運送
- ③一時的需要のため地域・期間を限定した運送
- ④その他大臣が認めた運送

路線不定期運行

ただし、地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案し、大臣が認めた運送は認可が必要

区域運行

地域公共交通会議において合意した場合（協議運賃）

高速バス運送

専ら一の市町村の区域を越えて設定、かつ、その長さが概ね50km以上の路線において、停留所を限定して運行する運送形態

事前届出

5 . 運賃・料金の概要（その2）

	路線定期運行	路線不定期運行	区域運行
地域公共交通会議 で協議され ない場合	<p>上限認可</p> <p>届出</p> <p>定期観光運送 高速バス運送 一時的需要のため限定運送 その他大臣が認めた運送</p>	<p>届出</p> <p>上限認可</p> <p>地域住民の生活における 当該事業の必要性を勘案 して大臣が認めた運送</p>	<p>届出</p>
地域公共交通会議 で合意が 得られた 場合	<p>届出</p>	<p>届出</p>	<p>届出</p>

6 . 地域公共交通会議（施行規則9条他）

目的

地域の需要に即した乗合運送サービスの必要性並びにこれらを行う場合における輸送の安全性及旅客の利便の確保に係る措置、その他の輸送サービスを実施するに当たり必要となる事項を協議

主宰

一若しくは複数市町村又は都道府県

地域の実情に応じて、地域協議会の分科会とすることも可能

構成員

・主宰自治体等・バス等関係事業者・運輸局（運輸支局）・住民代表
・利用者代表・バス協会等代表者・運転者が組織する団体

必要に応じて ・道路管理者 ・県警 ・学識経験者 ・その他必要と認められた者

設置

地方公共団体の自主的な判断により設置。実際の設置にあたっては、地域の関係者の話し合いによって、具体的な設置要綱等を作成（モデル要綱は別途提示）

乗合事業者に委託

新法に基づく乗合事業者による運送

事業許可・事業計画変更認可

- 規制の緩和・弾力化
- 標準処理期間の短縮等

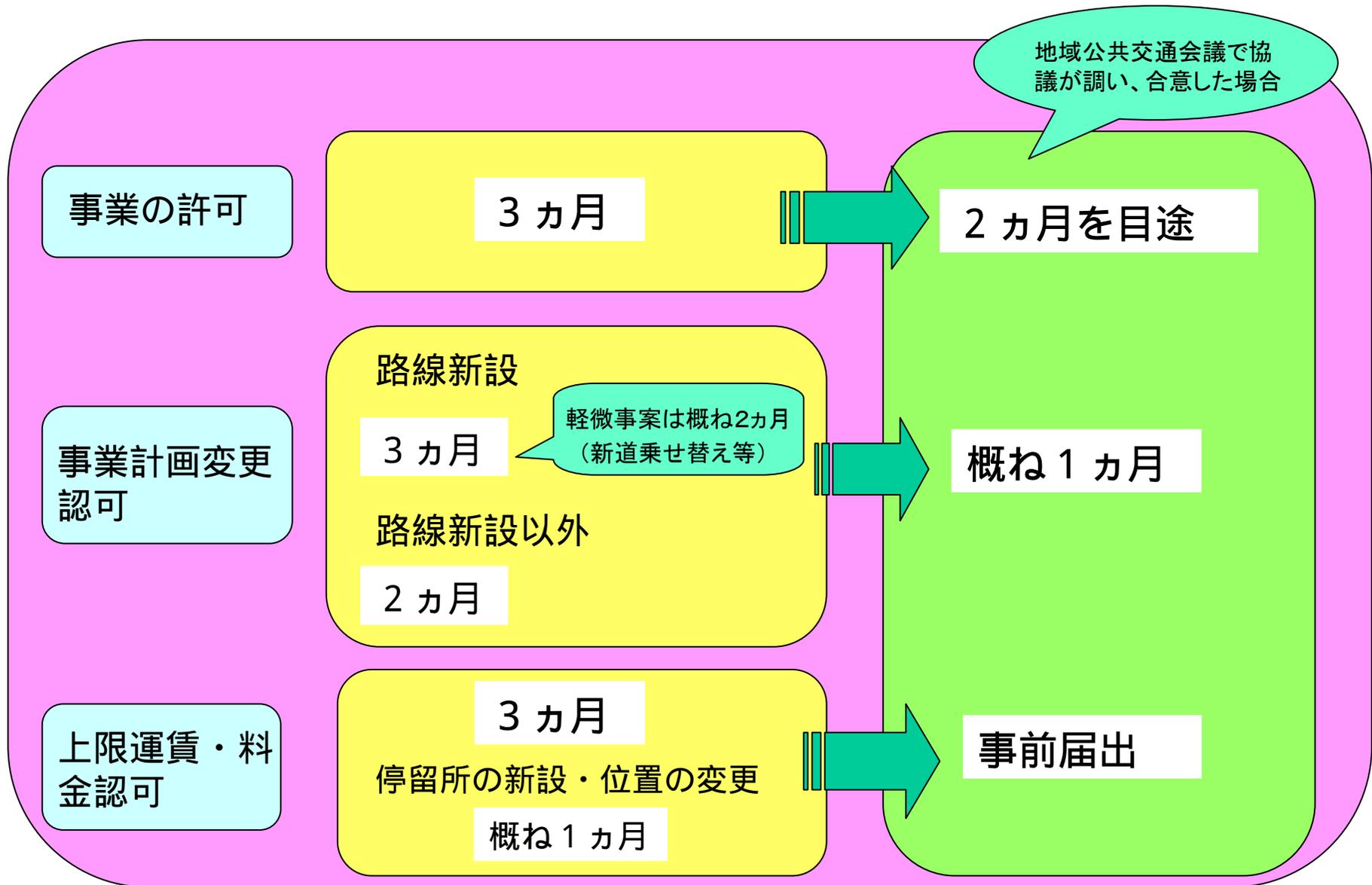
乗合事業者によることが困難

新法に基づく自家用自動車による有償運送（市町村運営バス）

登録

- 輸送の安全 ○利便の確保 ○事後チェック

7. 標準処理期間



8 . 経過措置 (その 1)

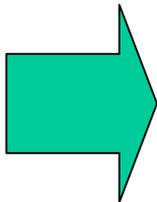
現行 4 条
乗合事業
者



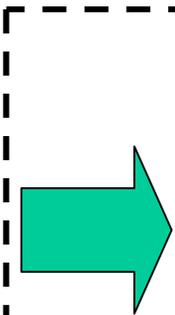
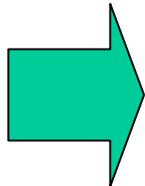
新法の 4 条乗合事業者とみなす

- 路線定期運行
- 路線不定期運行
- 区域運行

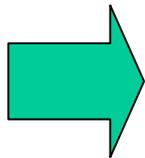
現行 21 条 2 号の乗合許可事業者



許可期限が付さ
れていない者



許可期限が付さ
れている者

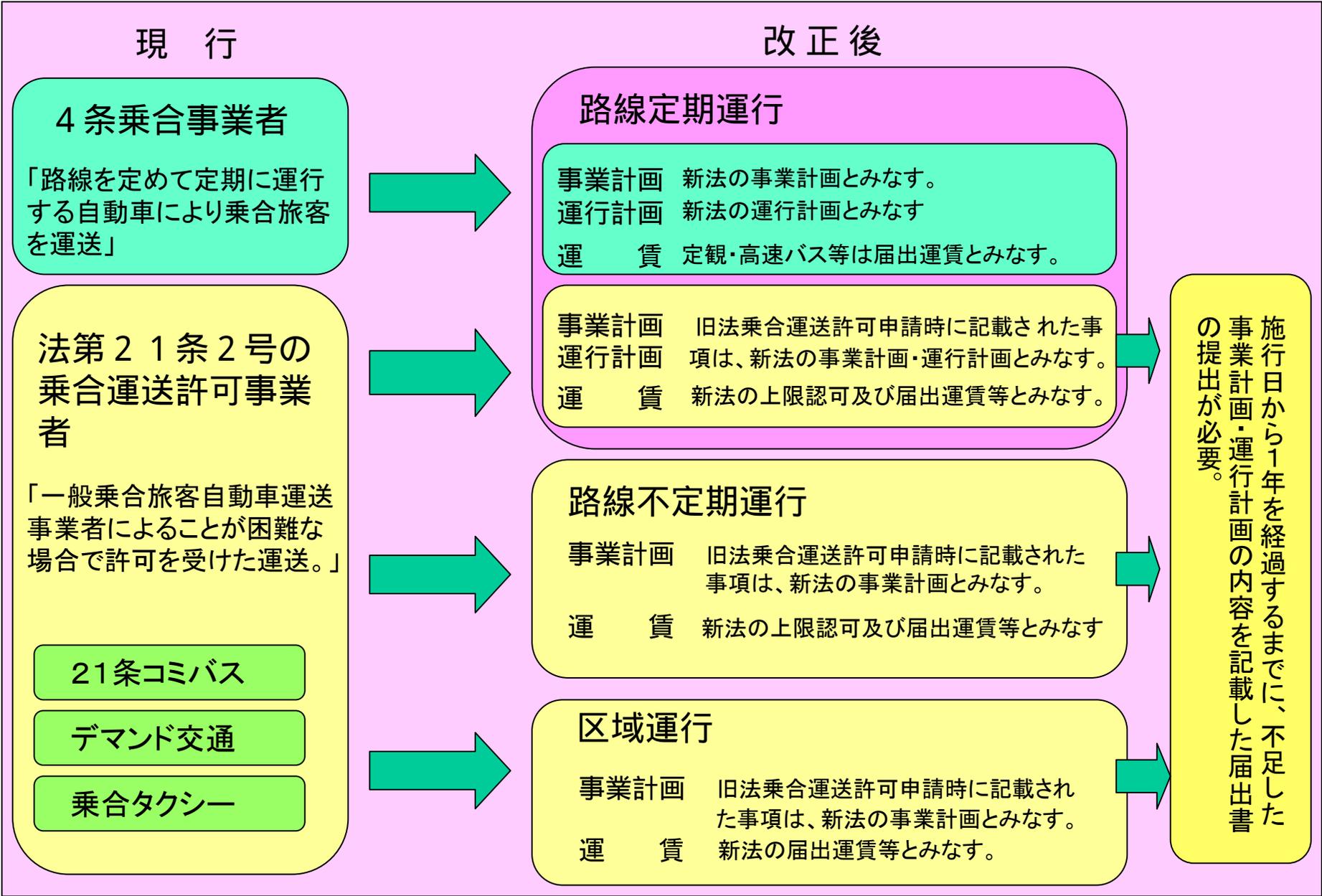


新法の 21 条 2 号乗合許可事業者とみなす

- 貸切事業者
- 乗用事業者

その 2

9 . 経過措置（その2）



10 . その他

(1) 運行管理者の選任 (運輸規則 4 7 条の 9)

【現行】

2 1 条 2 号乗合許可事業者

貸切事業者

- ①一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証
又は
- ②一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証

乗用事業者

- ①、②又は③一般乗用旅客自動車運送事業運行
管理者資格者証

【改正後】

新法 4 条乗合事業者

- ①旅客自動車運送事業運行管理者資格者証
又は
- ②一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証

新法 2 1 条 2 号乗合許可事業者

施行日から3年間は、旧運輸規則の例により選任で
きる

但し、施行日から3年間は、
旧運輸規則の例により選
任できる

(2) 掲示事項 (運輸規則 5 条)

営業所内に掲示

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 路線定期運行 | 運行系統、運行回数、始発及び終発の時刻、運行間隔時間、所要時分 |
| 路線不定期運行 | 運行系統、発車時刻又は到着時刻(発車時刻等を定める場合) |
| 区域運行 | 発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間 |

運転基準図等

路線定期運行、
路線不定期運行
について、作成
義務付け

(3) 運行記録計による記録 (運輸規則26条)

路線定期運行・路線不定期運行は、起点から終点までの距離が100kmを超える運行系統

区域運行は、運送区間が最短で概ね100kmを超えるもの(発地・着地いずれもが営業区域にあるものを除く)